

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米

節減対象農薬：十日町地域比 6 割減

化学肥料（窒素成分）：十日町地域比 7 割減

栽培責任者 魚沼農業協同組合 十日町基幹営農センター
 住所 新潟県十日町市高田町六丁目 6 1 8
 連絡先 0 2 5 - 7 5 7 - 1 5 7 3

確認責任者 魚沼農業協同組合 川西営農センター
 住所 新潟県十日町市上野甲 1 9 4
 連絡先 0 2 5 - 7 6 8 - 3 3 2 2

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数	
		使用状況①	使用状況②
シアントラニリプロール	殺 虫	1 回	1 回
ジクロベンチアゾクス	殺 菌	1 回	1 回
ピラクロニル	除 草	1 回	
トリアファモン	除 草	1 回	1 回
フェンキノトリオン	除 草	1 回	1 回
ピリミスルファン	除 草		1 回
ジノテフラン	殺 虫	1 回	1 回

新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数（成分回数）

6 回	・ 一般的な栽培	1 9 回
	・ 県認証基準	9 回以下

化学肥料の使用量（窒素成分）

2. 2 5 kg / 1 0 a	・ 一般的な栽培	7. 5 kg / 1 0 a
	・ 県認証基準	3. 7 kg 以下 / 1 0

※ 栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり

県認証番号

J25064

新潟県ホームページ <http://www.niigata-ninshou.jp/>

※使用された農薬の異なる上記2種類の米(水稻)が混在しています。